

# 広州市特許管理条例

2001年7月27日承認

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 広州市特許管理条例

(2001年6月6日広州市第10期人民代表大会常務委員会第25回会議にて採択  
2001年7月27日広東省第9期人民代表大会常務委員会第27回会議にて承認)

第1条 特許の管理業務を規範し、特許権者と公衆の合法的な権利を守るために、《中華人民共和国特許法》と《広東省特許保護条例》に基づき、当市の実情と結び合わせて、本条例を制定する。

第2条 当市の行政区内における特許管理の従事および関連の活動は、本条例を適用する。

第3条 市の人民政府は、特許管理を強化し、特許の知識を普及し、特許の出願と特許の実施を助成しなければならない。

第4条 市人民政府の特許業務の管理部門は、本市行政区内の特許の管理業務に責任を負い、且つ本条例の実施を構成しなければならない。

科学技術、経済貿易、工商、税務、公安、税関、文化、品質技術監督、ラジオ・テレビ、ニュース・出版などに関連する部門は、各自の職責に基づき、本条例の実施に協力しなければならない。

第5条 本市行政区内で研究開発を行なう組織や個人は、研究開発プロジェクトの研究開発の全過程の詳細な記録を記入した保管書類を作成しなければならない。

特許権の帰属に関する争議が生じた時、処理に責任を負う特許業務の管理部門は当事者へ研究開発プロジェクトの記録書類の提供を要求することができる。

第6条 組織は、個人の非職務発明・知的創造の特許出願に対して異議がある場合、特許業務の管理部門に処置を請求することができ、処置の請求の時効は2年とし、組織が知得した日若しくは当然知得すべき日から計算する。個人が特許を出願する際、発明・知的創造の名称、特許出願書類、特許出願日、特許出願番号を既に組織へ届出登記した場合、組織が既に認識したとみなす。

第7条 個人は組織の職務発明・知的創造の特許出願に対して異議がある場合、市の特許業務の管理部門へクレームを申出ることができる。市の特許業務の管理部門は、立件し調査処理をしなければならない、且つ苦情申立人の身分に対する秘密を守らねばならない。

第8条 組織を跨ぐ研修人員が研修期間に完成させた職務発明・知的創造の場合、特許の出願権利は、派遣した組織と受入れた組織が研修契約の中で約定することができる。未約定の場合、受入れた組織の帰属とする。

第9条 元の組織と労働関係を解除した人員は、組織を離れる以前に、既に完成させた若しくは継続している職務発明・知的創造に関連する技術資料、実験資料、機器設備、製品および試験記録など全て、組織に返還しなければならない。関連資料を漏洩してはならず、またはその他組織、個人に販売してはならず、元の組織の職務発明・知的創造の特許

出願をしてはならない。

第 10 条 政府の関連主管部門とプロジェクトの責任者が締結した研究および開発のプロジェクトとの契約書に、特許出願、特許の保護、特許の実施と普及措置を明確にしなければならない。

第 11 条 次の情状の 1 に該当する場合、特許権者は、関連部門に特許の有効な証明書を提供しなければならない。

出願した市クラスの科学技術、経済計画プロジェクトにおいて既に特許技術が含まれている場合。

特許権に質権を設定する場合。

特許業務の管理部門または税関に特許権の保護を請求する場合。

特許製品の税収優遇政策を申請する場合。

その他特許権の有効の認定を必要とする場合。

第 12 条 特許権者または特許の実施を許可された側が特許広告を出す場合、国务院の特許行政部門またはその授権の特許業務の管理部門が発行した特許権の有効な証明書を提供しなければならない。

特許権の有効な証明書類を提供しない者については、如何なる組織や個人も特許公告を設計、製作、公布してはならない。

第 13 条 次の情状があり、政府の関連部門の審査承認を経る必要のある場合、特許検索の報告書を提供しなければならない。

- (1) 技術、プラント設備または重要設備のインプット若しくはアウトプット。
- (2) インプットした製品と材料が今まで国内で販売されていなかった場合。
- (3) アウトプットした製品と材料が今までインプット国で販売されていなかった場合。
- (4) 政府計画に組入れられた研究と開発プロジェクトの申請の場合。
- (5) 科学研究の成果に鑑定、登録または評価を申請する場合。
- (6) その他特許文献の検索を必要とする場合。

前項 (4) に列記するプロジェクトの完成後、プロジェクトの担当者はプロジェクトの審査承認部門へプロジェクトで得た成果の特許検索の報告を提供しなければならない。

第 14 条 特許権を付与された組織は、特許権の有効期間内に、国家の規定に基づき、発明者または設計者へ賞金、報酬を支給しなければならない。

第 15 条 如何なる組織や個人も、他人が公開、公告していない特許出願文書の内容を漏洩してはならず、販売してはならない。

第 16 条 特許情報发布会や特許製品の展示会を行う場合、国务院の特許行政部門やその授権の特許業務の管理部門が発行する審査承認文書を持参し、工商行政管理部門で関連手続きを行わなければならない。挙行前に、市の特許業務の関連部門で審査届出を行わなければならない。

第 17 条 特許権者と特許の実施を許可された側は、特許製品、特許の外装または説明

書上に、特許マークを掲載する場合、同時に特許番号を掲載しなければならない。

第 18 条 市の特許業務の管理部門は、当市の行政区内における他人の特許詐称行為と特許模倣行為の調査・処分に責任を負わなければならない、当市の行政区内における特許紛争を処理しなければならない。

第 19 条 市の特許業務の管理部門は、権利者のクレームに基づき、他人の特許権を再度侵害する、若しくは同一の特許権を多方面にわたり侵害する行為に対して調査・処分を実施し、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命じ、法に基づき処罰する。

前項に言う他人の特許権を再度侵害する行為とは、組織や個人が他人の特許権を侵害する行為を既に特許業務の管理部門が処分する若しくは人民法院で採決された場合、また、当該特許権の侵害行為に対して、それぞれ権利侵害行為を実施する。多方面で同一の特許権を侵害する行為とは、3つ以上の組織や個人が既に他人が特許権を有していることを承知している状況下で、当該特許権に対してそれぞれ権利を侵害する行為を行うことを指す。

第 20 条 市の特許業務の管理部門が特許権紛争を処理する際、必要または当事者の申請に基づき、関連部門へ委託し技術鑑定の実施を委託することができる。

技術の鑑定にかかる費用は、申請を届け出た当事者が予め支払い、審理の終了時、責任方が負う。

第 21 条 特許文献の検索、特許技術の貿易、特許の資産評価、特許の諮問、特許情報などの特許サービス機関を構築する場合、3名以上の特許サービス員の資格を有する専門職員がいなければならない。特許代理機関の設立条件と審査手順は、國務院の《特許代理条例》に基づき、執行する。

特許サービスの人員のトレーニングと試験は、市の特許業務の統一組織で実施する。

特許サービス機関は、特許業務の管理部門の監督を受け入れなければならない。

第 22 条 発明者や設計者は、特許の出願、サービスの諮問が必要で、特許サービス費用を支払う能力がない場合、市の特許業務の管理部門はサービスの援助を申請することができる。審査を経て条件に符合する場合、特許サービス機関がサービスの援助を提供する。

第 23 条 本条例第 10 条の規定に違反し、研究、開発のプロジェクトの契約書の締結に特許の出願、特許の保護、特許の実施と普及の措置が不明確で、国家利益または公共の利益に危害を及ぼす場合、所在組織または上級の主管部門が主管人員と直接責任者の責任を追及する。

第 24 条 本条例第 13 条の規定に違反し、組織が虚偽の特許検索報告を提供した場合、若しくは政府の関連部門が特許の検索報告の提供がない事項に審査承認を行い、国家や集団の利益に損害を与えた場合、所在組織または上級の主管部門は、関連の責任者の責任を追及する。個人が虚偽の特許検索報告を行い、荣誉及びその他権利を騙し取った場合、関連部門は撤回または回収を行う。国家または他人の利益に損害を与えた場合、法に基づき、関連の法律責任を負う。

第 25 条 特許権を付与された組織が国家の規定に依らず、発明者や設計者に賞金、報酬を支給しない場合、特許業務の管理部門は、期限付きで賞金、報酬の決定を下すことができる。

第 26 条 本条例第 15 条の規定に違反し、組織や個人が、他人の未公開または公告の特許出願書類を漏洩、販売した場合、法に基づき民事責任を追及する。

第 27 条 本条例は 2001 年 11 月 1 日から施行する。